

南上じべつ

今月のまちフォト:紅葉

三役から渡辺市長へ要望書を手渡しております。
次の通りです。
令和六年度士別市施策に係る要望

去る十一月七日に士別グランドホテルに於いて、臨時議員総会が開催されました。



臨時議員総会の様子

第二五二回臨時議員総会開催

三役から渡辺市長へ要望書を手渡しております。

▼士別市への要望内容は

令和六年度士別市施策に係る要望

(二)公共事業の早期発注・平準化並びに発注価格の適正化について

一・公共事業の早期発注(四月～六月)並びに平準化(ゼロ国債・ゼロ市債)。

二・原材料費や労務費等の実勢価格による発注。

三・働き方改革を進めるうえで、当商工会議所と連携した相談・指導の支援。

(七)最低賃金への対策について

〔全部会・新規〕

(八)介護報酬の改定と施設内の設備支援について

〔理財サービス部会・新規〕

一・介護報酬の改定においては、賃金上昇率や物価上昇率の変動によって改定する仕組みづくりの導入。

二・介護施設内における冷房設備の設置にかかる助成措置の検討。

〔全部会・追加継続〕

(九)国等が行う各種補助事業の上乗せ助成金に対する感染症対策に対する支援。

〔全部会・新規〕

(十)小規模事業者経営改善資金利子補給金について

〔全部会・新規〕

(十一)地域公共交通網の維持改善について

〔工業運輸部会・継続〕

（二）地域循環型住宅リバーム促進助成事業及び住宅新築促進助成事業について(ラブ士別・バイ士別運動)

事業継続力強化支援計画申請について協議を行い、全ての議案が承認されました。

総会では、士別市への要望についての他、事業継続力強化支援計画申請について協議を行い、全ての議案が承認されました。

事業継続力強化支援計画は、近年、大規模な自然災害が北海道をはじめ全国各地で頻発し、加えて、新型コロナウイルス感染症など自然災害以外の感染症の流行により大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念され今後も企業経営に与える影響はますます高まっていることから、士別市と共同で、自然災害や感染症等に備える小規模事業者の取り組みを支援する計画「事業継続力強化支援計画」を策定し、北海道に申請を行ない、認定後には、計画内容にしたがって小規模事業者の支援を行つて参ります。

士別市への要望につきましては、十一月九日に

の宿泊者に対するクーポン券などの発行事業の実施。

II 経営安定化に向けた支援策の強化・拡充

〔建設部会・工業運輸部会・新規〕

一・公共事業の適正な工期設定・施工時期の平準化。

二・行政が発注する業務の価格転嫁等の適正化。

三・働き方改革を進めるうえで、当商工会議所と連携した相談・指導の支援。

(七)最低賃金への対策について

〔全部会・新規〕

(八)介護報酬の改定と施設内の設備支援について

〔理財サービス部会・新規〕

一・介護報酬の改定においては、賃金上昇率や物価上昇率の変動によって改定する仕組みづくりの導入。

二・介護施設内における冷房設備の設置にかかる助成措置の検討。

〔全部会・追加継続〕

(九)国等が行う各種補助事業の上乗せ助成金に対する感染症対策に対する支援。

〔全部会・新規〕

(十)小規模事業者経営改善資金利子補給金について

〔全部会・新規〕

(十一)地域公共交通網の維持改善について

〔工業運輸部会・継続〕

〔全部会・新規〕

一・公共事業の適正な工期設定・施工時期の平準化。

二・行政が発注する業務の価格転嫁等の適正化。

三・働き方改革を進めるうえで、当商工会議所と連携した相談・指導の支援。

(七)最低賃金への対策について

〔全部会・新規〕

(八)介護報酬の改定と施設内の設備支援について

〔理財サービス部会・新規〕

一・介護報酬の改定においては、賃金上昇率や物価上昇率の変動によって改定する仕組みづくりの導入。

二・介護施設内における冷房設備の設置にかかる助成措置の検討。

〔全部会・追加継続〕

(九)国等が行う各種補助事業の上乗せ助成金に対する感染症対策に対する支援。

〔全部会・新規〕

(十)小規模事業者経営改善資金利子補給金について

〔全部会・新規〕

（二）地域循環型住宅リバーム促進助成事業及び住宅新築促進助成事業について(ラブ士別・バイ士別運動)

会員企業に学ぶ
地元企業視察研修会を開催

士別商工会議所では、会員企業から学ぶ事が大切と考えており、毎年、企業・施設等の視察研修会を計画して実施をして

います。

今年度は、去る九月二

七日に、自動車等寒冷地

試験研究により、地域経済の活性化並びにまちづくりに多大な貢献をされ

ております「トヨタ自動

車㈱士別試験場(温根別

ロッパなど各地の路面が

再現された高速周回路を

実際にバスに乗車して走

行しながら、時速二百キ

ロで走行するデモ車を目

のあたりにして、大変貴

重な体験をさせて頂きま

る支援について

〔全部会・新規〕

（八）介護報酬の改定と施設内の設備支援について

〔理財サービス部会・新規〕

一・介護報酬の改定においては、賃金上昇率や物価上昇率の変動によって改定する仕組みづくりの導入。

二・介護施設内における冷房設備の設置にかかる助成措置の検討。

〔全部会・追加継続〕

(九)国等が行う各種補助事業の上乗せ助成金に対する感染症対策に対する支援。

〔全部会・新規〕

(十)小規模事業者経営改善資金利子補給金について

〔全部会・新規〕

（二）地域循環型住宅リバーム促進助成事業及び住宅新築促進助成事業について(ラブ士別・バイ士別運動)

〔建設部会・工業運輸部会・新規〕

一・公共事業の適正な工期設定・施工時期の平準化。

二・行政が発注する業務の価格転嫁等の適正化。

三・働き方改革を進めるうえで、当商工会議所と連携した相談・指導の支援。

(七)最低賃金への対策について

〔全部会・新規〕

(八)介護報酬の改定と施設内の設備支援について

〔理財サービス部会・新規〕

一・介護報酬の改定においては、賃金上昇率や物価上昇率の変動によって改定する仕組みづくりの導入。

二・介護施設内における冷房設備の設置にかかる助成措置の検討。

〔全部会・追加継続〕

(九)国等が行う各種補助事業の上乗せ助成金に対する感染症対策に対する支援。

〔全部会・新規〕

(十)小規模事業者経営改善資金利子補給金について

〔全部会・新規〕

（二）地域循環型住宅リバーム促進助成事業及び住宅新築促進助成事業について(ラブ士別・バイ士別運動)

〔建設部会・工業運輸部会・新規〕

一・公共事業の適正な工期設定・施工時期の平準化。

二・行政が発注する業務の価格転嫁等の適正化。

三・働き方改革を進めるうえで、当商工会議所と連携した相談・指導の支援。

(七)最低賃金への対策について

〔全部会・新規〕

(八)介護報酬の改定と施設内の設備支援について

〔理財サービス部会・新規〕

一・介護報酬の改定においては、賃金上昇率や物価上昇率の変動によって改定する仕組みづくりの導入。

二・介護施設内における冷房設備の設置にかかる助成措置の検討。

〔全部会・追加継続〕

(九)国等が行う各種補助事業の上乗せ助成金に対する感染症対策に対する支援。

〔全部会・新規〕

(十)小規模事業者経営改善資金利子補給金について

〔全部会・新規〕

（二）地域循環型住宅リバーム促進助成事業及び住宅新築促進助成事業について(ラブ士別・バイ士別運動)

〔建設部会・工業運輸部会・新規〕

一・公共事業の適正な工期設定・施工時期の平準化。

二・行政が発注する業務の価格転嫁等の適正化。

三・働き方改革を進めるうえで、当商工会議所と連携した相談・指導の支援。

(七)最低賃金への対策について

〔全部会・新規〕

(八)介護報酬の改定と施設内の設備支援について

〔理財サービス部会・新規〕

一・介護報酬の改定においては、賃金上昇率や物価上昇率の変動によって改定する仕組みづくりの導入。

二・介護施設内における冷房設備の設置にかかる助成措置の検討。

〔全部会・追加継続〕

(九)国等が行う各種補助事業の上乗せ助成金に対する感染症対策に対する支援。

〔全部会・新規〕

(十)小規模事業者経営改善資金利子補給金について

〔全部会・新規〕

（二）地域循環型住宅リバーム促進助成事業及び住宅新築促進助成事業について(ラブ士別・バイ士別運動)

〔建設部会・工業運輸部会・新規〕

一・公共事業の適正な工期設定・施工時期の平準化。

二・行政が発注する業務の価格転嫁等の適正化。

厚労省が「年収の壁」支援強化パッケージを公表

支援は年金制度の改正が予定される令和七年度までの措置として、令和五年十月から実施していく。このほか収入要件がある配偶者手当を規定している企業に見直しを促すよう周知を強化する方針も示した。

けた後、二年目に(二)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

取得した労働者とする
同じく新設される「社会
保険適用促進手当」は給与
や賞与とは別に支給し、新

たに発生した本人負担分の
保険料相当額を上限として
保険料算定の基礎となる標
準報酬月額・標準賞与額の

算定に考慮しないものとする
対象は令和五年十月以降

※表の助成額は中小企業の場合、大企業の場合は四分の三の額。

(2) 労働時間延長メニュー		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	一	
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	30万円

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の15%以上 追加支給（社会保険適用 促進手当）	1年目 20万円
② 賃金の15%以上 追加支給（社会保険適用 促進手当） 3年目以降、 ③の取組を行う	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上増額	3年目 10万円

偶者手当については企業等が見直しの必要性・メリツト・手順等の理解を深めることが必要。

このため、令和六年春の賃金の見直しに向けて見直しの手順をフロー・チャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表する。（令和五

新規会員のご紹介

ご入会ありがとうございました。（敬称略）

事業所名	日本生命相互会社 士別営業部	おかむら社会保険労務士事務所
代表者名	斎藤友美	岡村一樹
住所	大通東6丁目	東2条12丁目
部会	理財サービス部会	理財サービス部会

士別市新年交礼会のご案内

令和6年の輝かしき年のはじめに「士別市新年交礼会」を下記のとおり開催いたします。会員の皆様、多数のご参加をお待ちしております。

【日 時】 令和6年1月5日(金) 午後6時～
【場 所】 士別グランドホテル(東3条6丁目)
【会券代】 3,000円
【会券販売場所】 士別商工会議所外
【販売期間】 令和5年11月22日(水)～12月2日
※券を貰う名簿は作成致しません

※参加者名簿は作成致しませんので、予めご了承願います。

業況天気図	8月期	令和5年9月期～ 11月期見通し
建設業		
製造業		
小売業		
大型店		
サービス業		
金融業		

業界における景気動向調査
(令和五年八月期)

全ての手続きでマイナンバーカードによる本人認証を行います。ご利用にあたっては事前に契約者様ご本人のマイナンバーカードの取得が必要となりますのでご注意下さい。

令和五年九月よりオンライン手続きを開始する手続きの一覧は次の通りです。

オンライン受付ではへの手続でデジタルカードが運営する共通認証システム（GビズID）プラットフォームのアカウントが必要です。

ご利用にあたっては事前にgBizID（GビズID）の取得が必要となりますので、ご注意下さい。

令和五年九月よりオ

◆掛金払込証明書の電子交付

◆届出事項(契約者情報)の変更

◆払込区分の変更

◆掛金の一括納付

◆掛金振替口座の変更

◆申込時に現金納付を希望される場合はこれまで通り委託機関の窓口でお取扱いとなります。

◆挂金払込証明書の電子交付を希望される方向での新しいサービスとして令和五年九月からの受付を開始しています。

◆予定しておりますが、それに先立ち令和五年九月から、特に要望の多い手続きについて「オンライン手続きボーナル」からオンライン手続きが可能となつておりますので、是非ご活用ください。

◆マートフォンから一部の手続きが、オンラインで行えるようになりました。全面的なサービスの提供は令和七年内の開始を予定しておりますが、それから、特に要望の多い手続きについて「オンライン手続きボーナル」からオンライン手続きが可能となつておりますので、是非ご活用ください。

◆業務・システムの見直しを行い、パソコンやスマートフォンから一部の手続きが、オンラインで行えるようになりました。

小規模企業共済 経営セーフティ共済 オンライン手続き開始

ラブ士別・バイ士別運動

お買い物は地元で

金融相談会を開催します！	
新型コロナウイルスの影響による資金繰り相談、事業資金、事業承継に係る資金等の借入をご希望される方は、ぜひ相談会をご活用下さい。	
日 時	令和5年12月8日(金) 午前11時～午後3時
場 所	士別商工会館 2階西側会議室
申込み	<ol style="list-style-type: none">①相談をご希望の方は、当所へ電話又は窓口でお申込み下さい。②相談の際は、決算書(直近の二期分)をご用意下さい。③設備資金を希望の方は、見積書の用意をお願いします。④直近の試算表と、法人の方は履歴事項全部証明書又は登記簿謄本をご用意下さい。 <p>*相談日3日前までに当所(23-2144)までご連絡ください。</p>
＼check !／	
 オスメ！マル経融資	小規模事業者の方の経営をバックアップする為無担保・無保証人で当所の推薦に基づき融資される日本政策金融公庫の融資制度です。
無担保・無保証人で 最大2,000万円 の借入	低利・固定金利で利用しやすい！ 1.2% 10月2日現在
返済期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内

◆新規加入 オンラインで契約申込書類を作成後、出力して頂く必要があります。

◆掛金振替口座の変更 共済契約者が個人事業主かつ登録取扱機関が委託団体の場合のみ、オンラインでの変更を可能です。

◆掛金納付の再開始届け金の掛け止めは掛け金の前納に達しているのみで、能

◆掛金月額の変更 ◆掛金月額の変更 法人の事業所名称の変更。個人事業主氏名の変更。

◆掛金月額の変更 挂金の掛け止めは掛け金の前納に達しているのみで、能

◆掛金月額の変更 総額が掛け金月額の四十倍に達しているときのみで、能

◆掛金月額の変更 には、オンラインでの手続きが記載されていますので、ご確認下さい。

◆掛金月額の変更 オンラインでの手続きも、当面の間は可能です。

◆掛金月額の変更 は、是非ご活用ください。

料をアップロード頂き
料金の請求出

▼インボイス制度について
【登録申請】
令和五年十月一日より令和
十一年九月三十日までの日
の属する課税期間内に登録
申請した場合は、登録希望
日を提出日から十五日以後
の登録を受ける日として希
望することが出来ます。お
気軽に当所までご相談くだ
さい。

▼スマホとマイナンバーカードでe-Tax!

①国税庁ホームページがコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出できます。

②マイナポータル連携を利用すると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書の該当項目へ自動で入力することができます。
※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

<p>ご冥福をお祈り申し上げます</p> <p>永年に亘り、当商工会議所にご指導、ご尽力を頂きました。</p> <p>ここに謹んでお悔やみを申し上げ、心からご冥福をお祈り申し上げます。</p>
<p>林 利彦 様</p>
<p>当所元議員</p>
<p>上家 邦夫 様</p>
<p>当所元議員</p>
<p>大野 ユキ 様</p>
<p>当所常議員大野裕一郎様の母堂様</p>
<p>村上 一敏 様</p>
<p>当所議員村上雅敏様の尊父様</p>
<p>橋爪 建行 様</p>
<p>当所議員橋爪建行様の尊父様</p>

金融・経営・税務・その他各種相談

～お気軽にご相談下さい～